

愛媛県水道事業経営健全化検討会 検討結果

水道事業の現状や課題、今後の方向性等について

令和元年 8 月

愛媛県水道事業経営健全化検討会

目 次

はじめに	1
第1 水道事業の現状と課題	
1 県内水道事業の現状	1
2 県内水道事業が抱える主な課題	3
(1) 人口減少に伴う水需要の減少	(2) 施設の老朽化等による更新需要の増大
(3) 職員数の減少等	(4) 災害への対応
3 国の動き	7
(1) 水道事業ビジョンの作成	(2) 広域連携の推進
(3) 水道法の改正	
第2 将来推計	
1 目的	9
2 今後40年の愛媛県全体の将来推計概要（地方公営企業法適用分のみ）	10
3 分析結果	10
第3 経営健全化に向けた検討の方向性	
1 検討の方向性	11
(1) 各事業体における経営健全化	(2) 広域連携の活用
(3) 民間活用	
2 地域別広域連携方策の検討	11
(1) 東予地域	(2) 中予地域
(3) 南予地域	
第4 まとめ	
1 検討結果	15
(1) 災害対応	(2) 事業統合
(3) 経営健全化に向けた検討の継続	
2 今後の方向性	15
(1) 東予地域	(2) 中予地域
(3) 南予地域	(4) その他
おわりに	16
【参考資料】	
・広域連携に関する検討・水道広域化推進プラン等の関係について	17
・これまでの検討状況について	18
・愛媛県水道事業経営健全化検討会設置要綱	20

はじめに

愛媛県内の水道事業は、20 市町及び2つの水道企業団（南予・津島）が事業を実施しているが、各団体とも施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少、南海トラフ巨大地震を想定した耐震化の促進など、経営環境は厳しさを増しており、一層の経営健全化が求められている。

このような中、国においては、水道事業に係る経営基盤の強化、経営効率化を図る方策として広域連携を掲げ、県が市町村等と検討体制を構築するよう求めており、本県においても、県関係部局と20市町及び2企業団を構成メンバーとする愛媛県水道事業経営健全化検討会を平成28年6月に設置し、検討会と地域別ワーキングを開催するなど、県内各地域の課題把握や広域連携策の検討を行ってきた。

この結果、今般、本県における広域連携の今後の方向性を次のとおり取りまとめた。

第1 水道事業の現状と課題

1 県内水道事業の現状

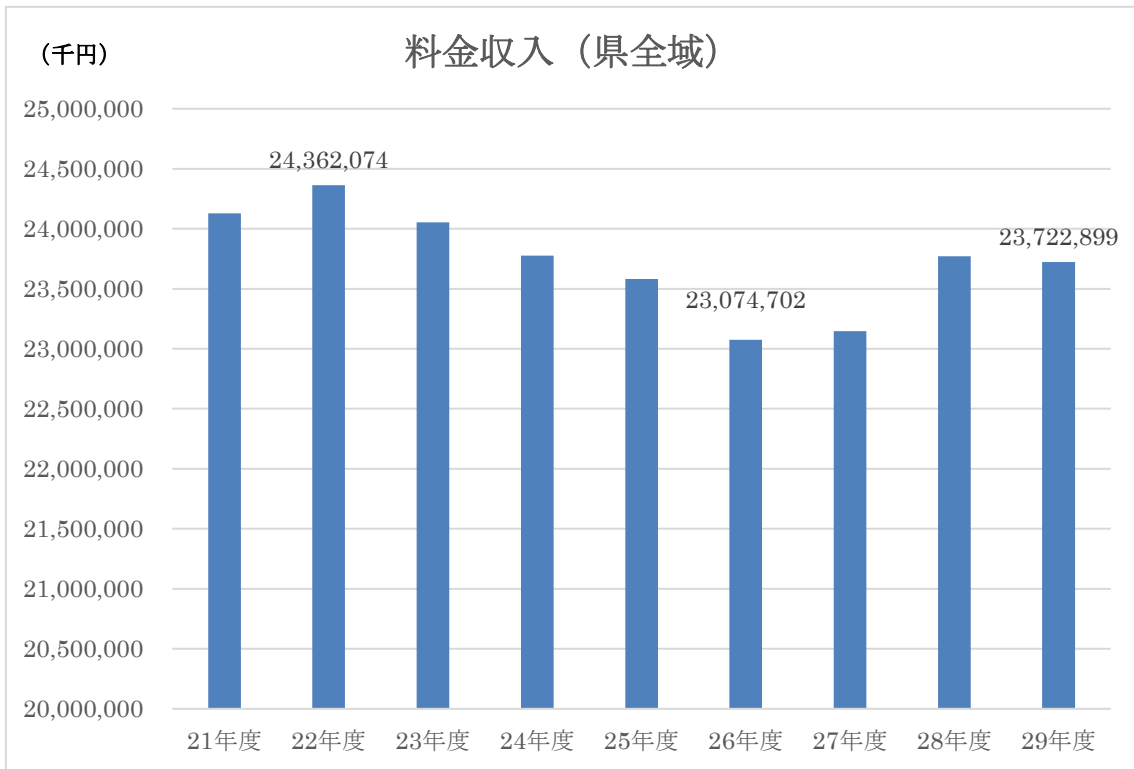
愛媛県内の水道事業は、22事業体によって給水が行われており、その内訳は、末端給水が20事業体（11市9町）、用水供給が2事業体（2企業団）となっている。

企業会計としては県内で合計32事業があり、平成29年度決算において、地方公営企業法適用23企業では全体の90%にあたる21企業が経常黒字を維持しており、その結果、収支は37.0億円の経常黒字となっている。

また、地方公営企業法非適用9企業では1事業体を除いて経常黒字を維持しているものの、一般会計からの繰出金により経常黒字を維持している団体が数多く存在している。

一方、料金収入の規模は、人口減少及び節水意識の高まり等による水需要の減少に伴い、減少傾向が続いている。平成22年度は、宇和島市など複数の事業体が水道料金を値上げしたため収入増となったが、図1からも分かるとおり、料金値上げにより一時的に状況が改善されてもその後減少しており、今後も同様の傾向が続くことが予想される。

今後のさらなる水需要の減少や、施設の老朽化等に伴う更新需要の増大などを考慮すると、将来にわたって水道事業が持続的な経営を確保していくためには、各事業体がこれまで以上に経営基盤の強化に取り組むことが求められている。



(出典) 公営企業決算状況調査

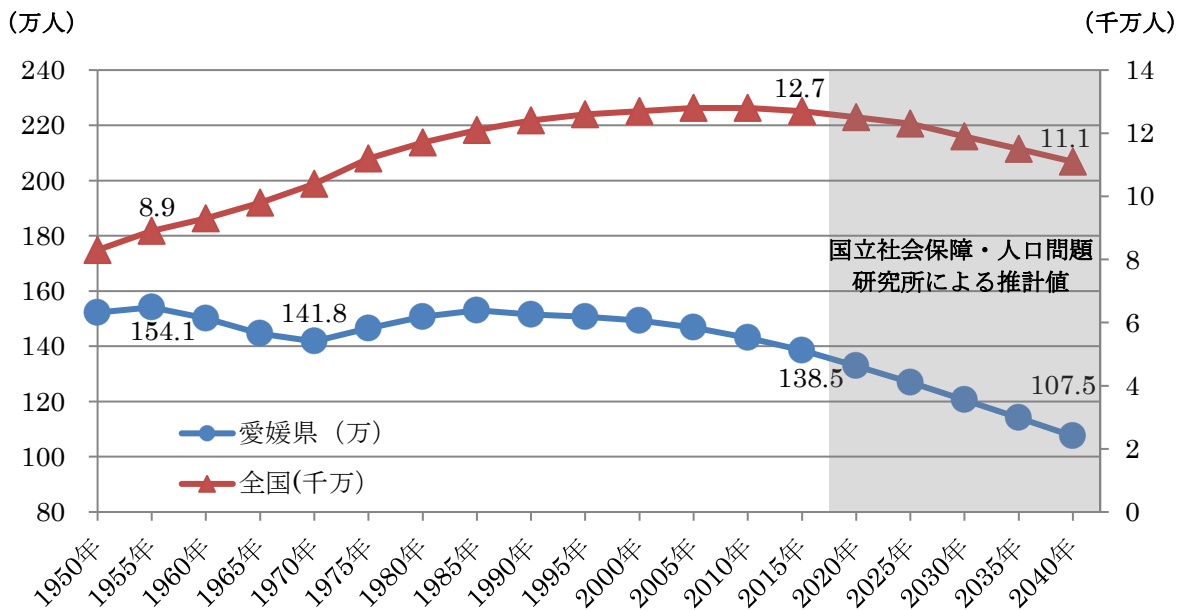
図1 料金収入の推移（愛媛県全域）

2 県内水道事業が抱える主な課題

(1) 人口減少に伴う水需要の減少

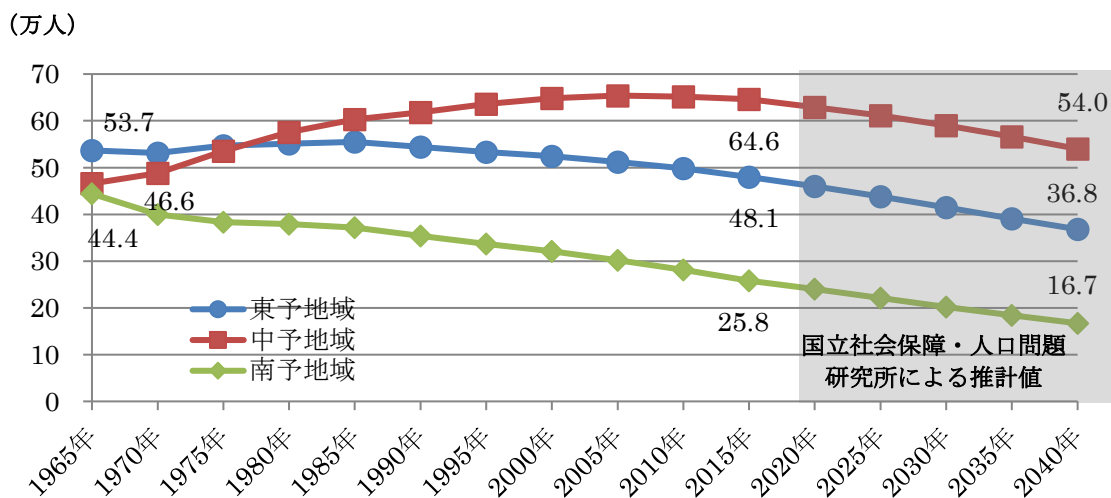
人口減少の進行により、本県における2040年の人口は、2015年比22.4%減の約107.5万人（約31万人減）になると推計されている（図2）。特に南予地域では、人口減少が急速に進んでいくことが予測され、2040年の人口は、2015年比35.3%減の約16.7万人（約9.1万人減）になると推計されている（図3）。

人口減少及び節水意識の高まり等による水需要の減少により、今後も各事業体の料金収入が大きく減少するとともに、現在の施設規模が需要に対して過大となるため、施設規模の見直しも含めた検討を開始すべき時期を迎えている。



(出典) 愛媛県人口ビジョン

図2 愛媛県人口の推移



(出典) 愛媛県人口ビジョン

図3 愛媛県人口の推移（地方別）

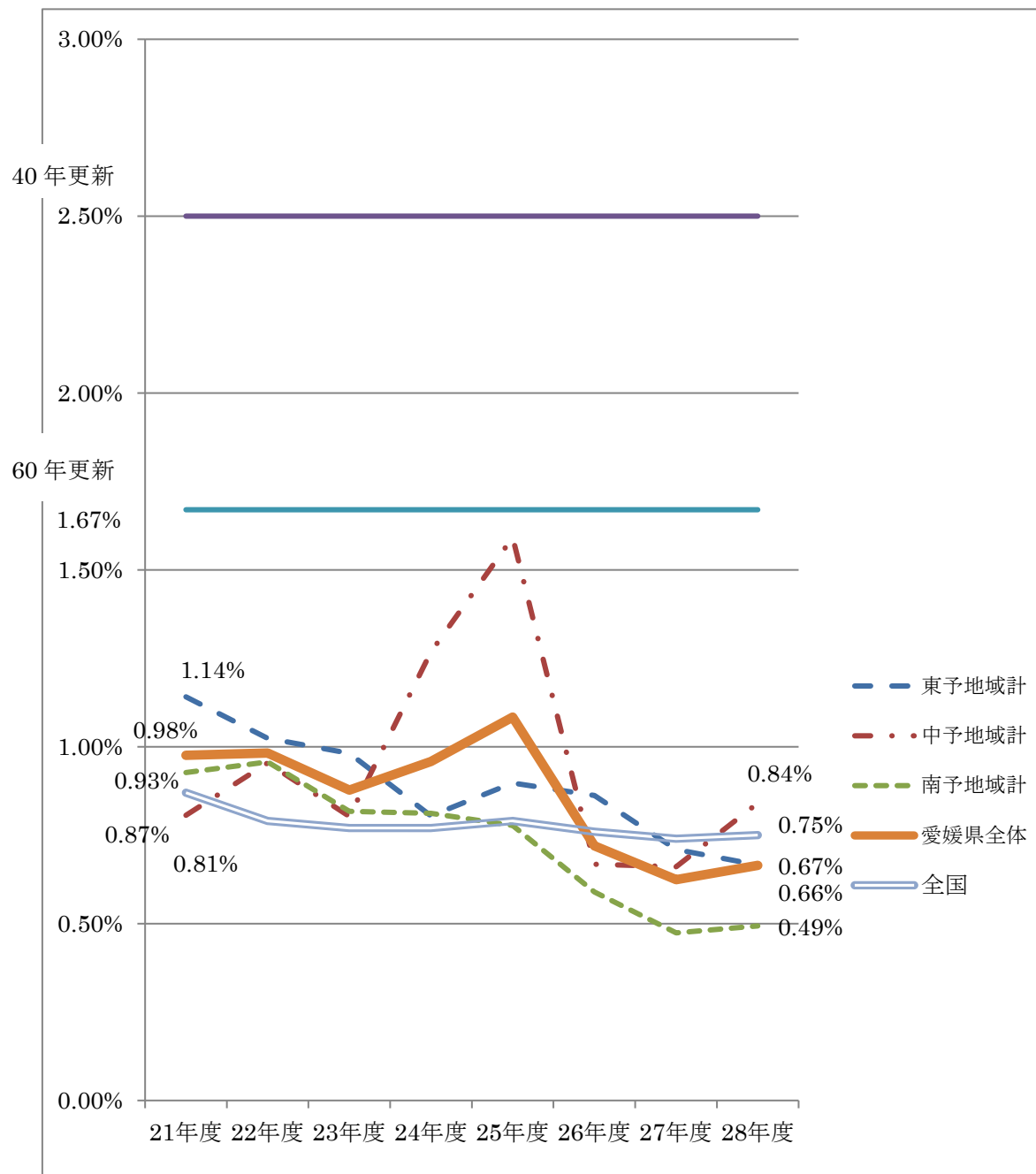
(2) 施設の老朽化等による更新需要の増大

現在、高度経済成長期に整備された大量の水道施設が更新時期を迎えている。

このうち管路は法定耐用年数が40年とされているが、全ての管路を法定耐用年数で更新しようとする年平均2.5%の更新が必要であり、長寿命化等の取組を踏まえ、60年に延長した場合でも、年平均約1.67%の更新が必要となる。

しかしながら、平成28年度の本県の管路更新率は0.66%に留まっており、近年では概ね1%を下回るペースでしか更新が行われておらず、このことは全国的にも同傾向にあることが見て取れる。(図4)

更新の遅れは、後年度の更新需要を一層増大させることにもなりかねず、将来を見据えた計画的な施設更新が求められている。

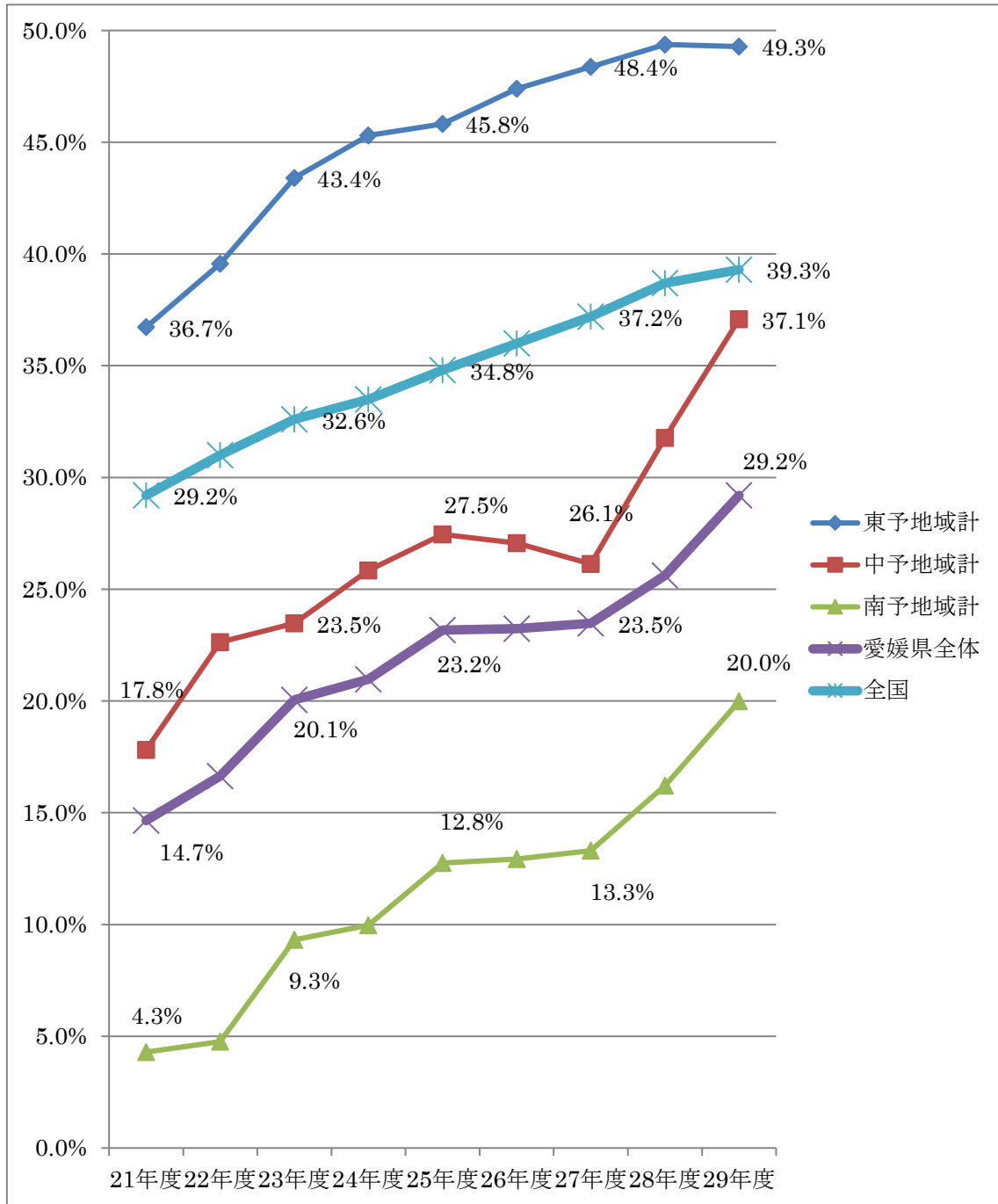


(出典) 水道統計調査 (厚生労働省)

図4 管路更新率の推移

また、本県の基幹管路の耐震適合率（平成 29 年度）は、上昇傾向にはあるものの、29.2%と全国平均の 39.3%を大きく下回っている。（図 5）

昨今、大地震等の災害が頻発している中、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震への備えが急務である本県にとっては、管路の更新及び耐震化を適切に進めていくことが求められているが、各事業体の財政状況も厳しいことに加え、アセットマネジメントの未実施や職員不足等の理由から、更新等の進捗は伸び悩んでいる。



（出典）水道統計調査（厚生労働省）

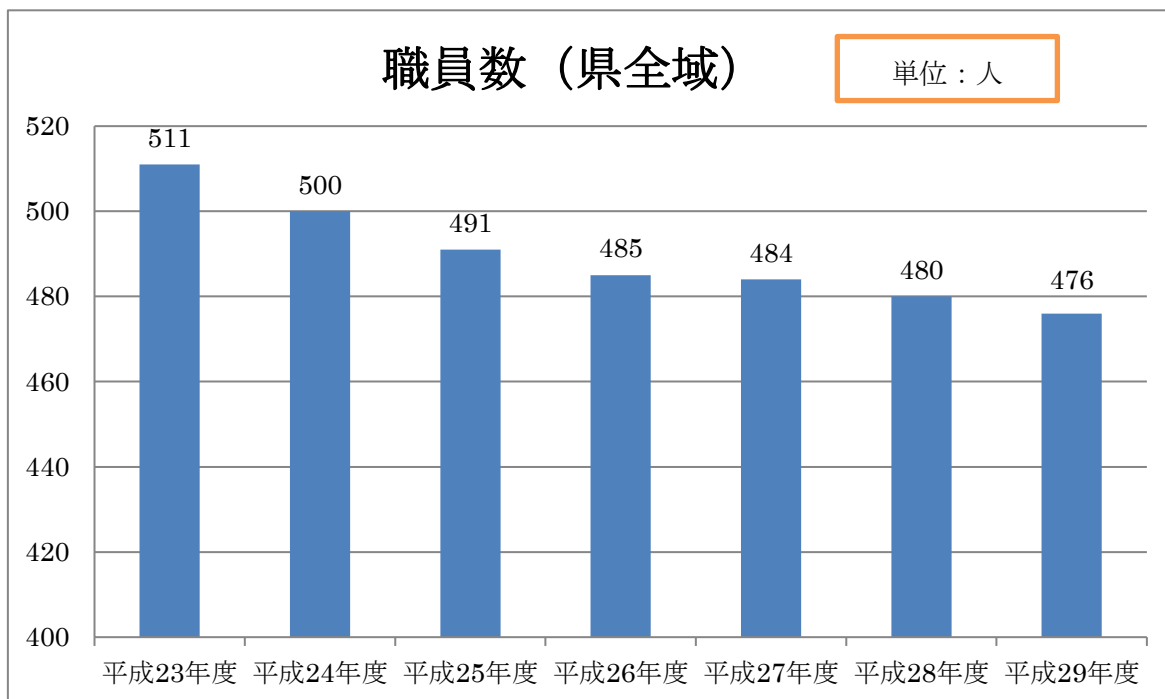
図 5 基幹管路の耐震適合率の推移

(3) 職員数の減少等

各事業体における職員数は、減少傾向が続いている（図6）。

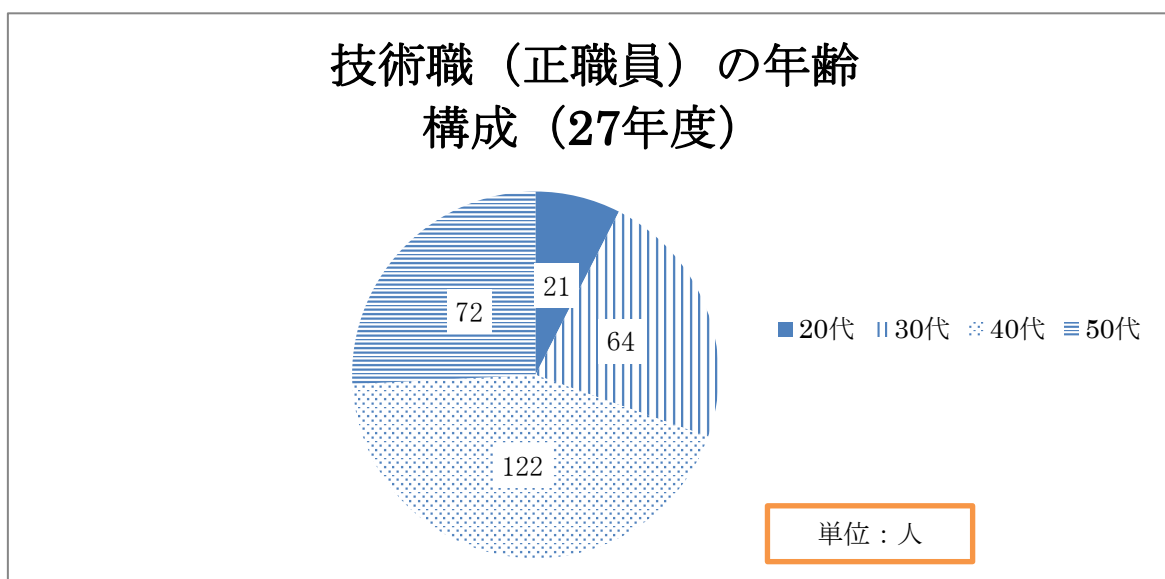
また、技術職の職員の年齢構成は、40代が約44%、50代以上が約26%と全体の7割を占める一方、20代は約8%となっており、事業体によっては20代がないなど、職員の高齢化や年齢構成の偏りが生じている（図7）。

このような状況は全国的にも表れており、技術継承に支障が生じていることが指摘されている。



（出典）公営企業決算状況調査

図6 職員数の推移



（出典）愛媛県水道事業健全化に向けた経営状況等アンケート

図7 技術職（正職員）の年齢構成

(4) 災害への対応

平成 30 年 7 月豪雨災害により、県内各地で浄水場や配水管が被災したため、多くの地域で断水が発生し、その影響は最大で 12 市町、31,068 戸（世帯）、63,856 人に及んだ。

断水は同年 8 月中旬には解消したが、特に被害の大きかった南予の吉田・三間地区では、防災対策・原水切り替え等の第二期工事が必要となるなど、復旧・復興に向けた取組みは現在も続いている。

今回の災害では、日本水道協会を中心とした応援体制は構築されていたが、関係団体との円滑な連携、各事業体における応急給水資材や必要人員の確保、情報発信のあり方など、様々な課題が浮き彫りになったところであり、今回の経験を踏まえつつ、近い将来発生する可能性が高い南海トラフ巨大地震等も見据えながら、今後災害対応のあり方について検討を重ねる必要がある。

なお、厚生労働省では、平成 30 年 7 月豪雨災害等を踏まえ、全国の上水道事業及び水道用水供給事業（1,355 事業）を対象に重要度の高い水道施設の災害対応状況について緊急点検を行い、その結果を平成 30 年 12 月に公表しており、この結果を踏まえ緊急対策を 3 年間で集中的に実施するなど、水道施設の強靱化の取組を推進することとしている。

3 国の動き

(1) 水道事業ビジョンの作成

厚生労働省は、平成 25 年 3 月に、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取組の目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」を策定した。

これを受け、各水道事業体においても、水道事業が直面する課題に適切に対処していくために、「水道事業ビジョン（旧「地域水道ビジョン」）」の作成が推奨されている。水道事業ビジョン策定（改定）にあたっては、課題解決のための基本的な取組として、施設の再構築等を考慮したアセットマネジメント（※）の実施並びに「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定を必須事項とし、これらを戦略的アプローチとして、水道事業における体制強化を図ることとしている。

※アセットマネジメント…将来にわたり水道事業の経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理のこと

(2) 広域連携の推進

総務省から、各都道府県に対して、「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」（平成 28 年 2 月 29 日付け総財公第 31 号、総財営第 13 号）が通知され、市町村を包括する広域自治体として、市町村等の様々な広域連携に関して検討する体制を構築するよう要請があった。

また、厚生労働省から、各都道府県に対して、「水道事業の広域連携の推進について」「水道事業の基盤強化に向けた取組について」（平成 28 年 3 月 2 日生食水発 0302 第 1 号、第 2 号）が通知され、広域連携の検討体制の早期構築を要請するとともに、平成 28 年 1 月に、都道府県が推進役となって水道事業の広域連携を推進すべきこと

等を内容とする「水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項」が取りまとめられた。

なお、平成30年12月には、総務省の「水道財政のあり方に関する研究会」報告書が公表され、水道事業の現状と課題、持続的な経営を確保するための基本的な考え方や、今後の具体的な取組み方策が示されるとともに、平成31年1月には総務省・厚生労働省から各都道府県に対し、「水道広域化推進プランの策定について」（平成31年1月25日付け総財営第85号、生食発第0125第4号）が通知され、同プランの策定要請があった。

（3）水道法の改正

平成30年12月に、人口減少に伴う水の需要の減少や水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図ることを目的とした、水道法の一部を改正する法律案が成立した。

改正水道法では、関係者の責務の明確化や適切な資産管理の推進のほか、基盤強化計画の策定等による広域連携の推進や、民間事業者を含めた官民連携の推進など、関係者が講ずべき措置が盛り込まれている。

第2 将来推計

1 目的

これまでの議論の中で、水道事業が直面する課題等は一般論として理解できるものの、危機感をもって行政あるいは住民に受け止められているとは言い難い状況にあることが分かった。

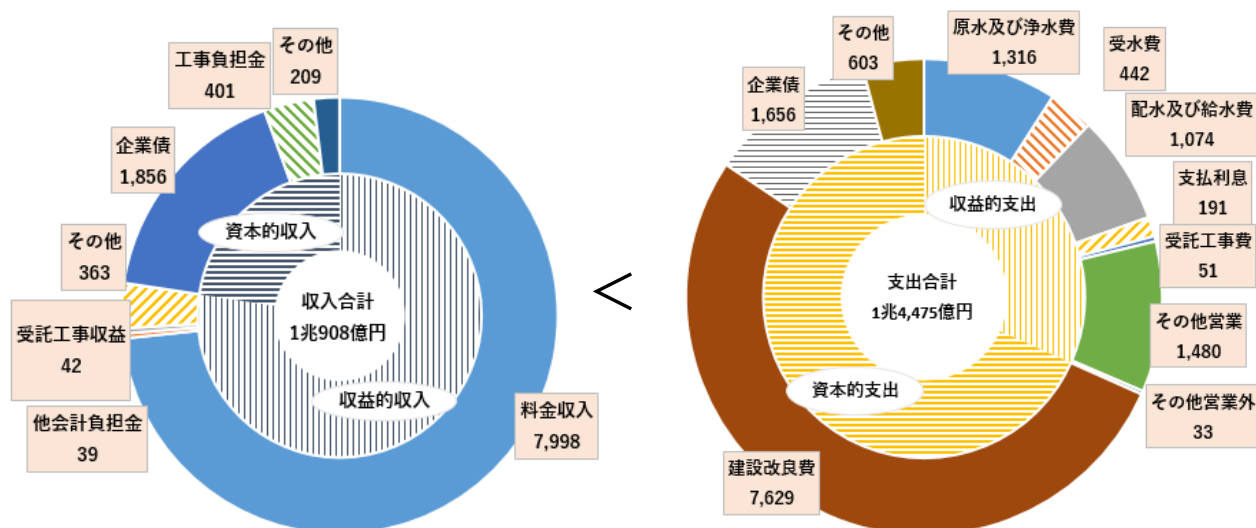
このため、水道事業の現状を数値的に認識するため、粗い推計ではあるが、既存の施設規模を維持する前提の下、今後40年の大まかな収支シミュレーションを実施した。

なお、シミュレーションにあたっては、地方公共団体金融機構及び有限責任監査法人トーマツの協力をいただいた。

<試算方法>

- ・試算にあたっては、2つの企業団を含む県内20団体の決算統計数値（地方公営企業法適用分）を活用。（同法非適用の久万高原町と松野町は含まれていない。）
- ・同法適用団体の既存の施設規模を更新することを前提に試算。（同法非適用時期に整備した水道施設等に係る経費は含まれていない。）
- ・料金収入は、生活用は有収水量×供給単価で算出、それ以外は直近5期平均を横置き。
※有収水量：直近実績×給水人口増減予測率 供給単価：直近5年間の最低値
- ・施設整備等に係る経費（更新・新規投資）については、決算統計や各事業体から聞き取りをした数値を基に算定。
- ・起債充当率は、過去の発行状況を基に算出された約24%で設定。
- ・平成30年7月豪雨災害発生前の決算統計数値を使用しているため、災害復旧に係る経費は含まれていない。

2 今後40年の愛媛県全体の将来推計概要（地方公営企業法適用分のみ）



今後40年間の収支不足額 $\Delta 3,567$ 億円

(40年後の企業債残高の増加額 $+200$ 億円)

3 分析結果

今回のシミュレーションの結果、今後40年間における収入と支出の差は $\Delta 3,567$ 億円となり、この不足額は支出合計の約4分の1にあたり、料金改定を行わないまま既存の施設規模を維持する前提の下では、支出に対し収入が大きく不足する将来像が浮かび上がった。単純計算では、 $\Delta 90$ 億円/年となり、1団体あたり約4.5億円が年間で不足することを示している。

このことは、既存の施設規模を維持しようとした場合、その更新費用を今後減少していく料金収入では賄えないことを示唆している。

今後の水需要の減少が見込まれる中、この結果を踏まえると、支出面において現在の施設規模から適正化を図るとともに、収入面において適正な料金の在り方を検討することが重要である。

そのため、まずは各事業体において経営健全化に向けた検討を行うとともに、更なる経営基盤の強化、経営効率化の推進等のため、事業体の枠を超えた広域連携や民間企業等のノウハウの活用を検討が有用と考えられる。

第3 経営健全化に向けた検討の方向性

1 検討の方向性

現状と課題を踏まえ、経営健全化に向けた検討の方向性として、以下の3つが考えられる。

(1) 各事業体における経営健全化

各事業体は、アセットマネジメントを活用することで、中長期的な視点に立って、技術的な知見に基づいた施設整備・更新需要の見通しについて検討し、着実な更新投資を行っていくことが求められている。具体的には、更新の前倒しや健全な施設の長寿命化等を行うことで更新需要の平準化を図るとともに、施設の再構築や廃止等により、更新費用の削減を検討することが考えられる。

また、現状、一般会計繰入金により経常黒字を維持している事業体が数多く存在するが、水道事業は独立採算が原則であるため、料金改定等による財源の確保の検討も考えられる。

(2) 広域連携の活用

水需要の減少に伴い、各事業体の事業規模も縮小する中、広域的な事業統合によって事業規模を大きくすることや、業務の共同実施、施設の共同利用などによって、スケールメリットを生かしたコスト削減や効率的・効果的な事業運営が期待できる。

また、小規模な事業体のように必要な人材を確保し続けることが困難な場合における人材確保の意義も大きいと考えられる。

(3) 民間活用

水道事業担当職員数が減少し、技術・ノウハウの継承が危ぶまれているが、水需要の減少や更新需要の増加が見込まれ、経営状況に余裕のない中では、将来の費用負担を考慮すると、職員数の増加は難しいことが想定される。

このため、民間活用により職員数の減少をカバーすることが考えられる。

また、民間活用により人材確保及び事業の持続性が確保されるだけでなく、民間のノウハウを活かしたサービスの質の向上や、災害時における応援・協力体制の向上等に資することも考えられる。

2 地域別広域連携方策の検討

上記のうち(1)各事業体における経営健全化と(3)民間活用については、各事業体において検討可能な事項であることから、ワーキンググループにおいては、(2)広域連携の活用について、東予・中予・南予の地域別により、地域の実情や各事業体の事情に応じ、可能な広域連携方策の検討を行った。

なお、(3)民間活用については、民間事業者が参入しやすい環境を整えるための共同委託による発注規模の拡大など、広域連携に関わる事項もあることから、あわせて検討を行っている。

広域連携の手法としては、①統合と②その他の大きく2つに分け、②その他ではさらに、管理の一体化、施設の共同化、その他という区分に分類し、可能な広域連携案についてそれぞれ検討を行った。

(1) 東予地域

手法		広域連携案	主な意見
① 統合	事業 統合	複数の水道事業等による事業統合	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度からアセットマネジメントを実施しており、単独でやれることが多いという認識。 ・合併後の旧町の料金統一もなされておらず、他市との統合の検討は困難。 ・上水道と簡易水道の統合もまだの状況では困難。
		用水供給事業と水道事業の統合	<ul style="list-style-type: none"> ・用水供給事業者が東予になく、現実的に統合の相手がいない。
② その他	管理の 一体化	維持管理業務の共同委託	<p>施設の保守点検、緊急時対応の共同発注ならば検討可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じメーカー、規格であれば、地域を超えた検討も可能。 ・共同委託によりスケールメリットが働き、24 時間対応できる体制の可能性もあり。
		浄水場運転管理業務の共同委託	<ul style="list-style-type: none"> ・委託済みであり、共同委託するメリットがない。 ・仕様が異なるため困難。
		各種システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・財務システムは市町ごとに業者委託しており、仕様も異なるため、共同委託するメリットがあまりない。
		水質検査業務の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに一部の市町間で連携しているが、さらなる連携の余地あり。
		漏水調査等の共同実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の実施方法（主体、範囲、頻度）は市町によって様々。 ⇒今後も議論を続け、共同実施の可能性を模索。
	施設の 共同化	施設の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> ・共同設置は、更新のタイミングの面でも困難。
		緊急時の資機材の融通（貸借）	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町で、管のストックは行っている。 ⇒全県的にストック状況を把握し、その情報をフィードバックする体制作りの可能性あり。
		加圧給水車の共同配備	<ul style="list-style-type: none"> ・単独で配備している市町もあるが、近隣市町による共同配備は困難。
	その他	災害時等の応援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・日本水道協会による応援体制が構築されているため、事業者間での訓練や施設情報の共有化などを行い、より一層の連携強化を図る。
		各種 PR の共同実施	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや広報の共同実施の可能性あり。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・共同の研修会の実施等は可能性あり。 ※人数的に人事交流は困難な市町もあり。

(2) 中予地域

手法		広域連携案	主な意見
① 統合	事業 統合	複数の水道事業等による事業統合	<ul style="list-style-type: none"> ・点在する簡易水道が多数あり、位置（距離、高低差）の問題もあるため、事業統合は非現実的。 ・簡易水道の上水道への統合を行っており、市内部の統合が落ち着いてから検討したい。
		用水供給事業と水道事業の統合	<ul style="list-style-type: none"> ・用水供給事業者が中予になく、現実的に統合の相手がいない。
② その他	管理の 一体化	維持管理業務の共同委託	<ul style="list-style-type: none"> ・電気保安事業の共同委託は、条件次第では可能。 ・広範囲に水道施設が点在している上に、それぞれ維持管理方法が異なるため共同委託は困難。
		浄水場運転管理業務の共同委託	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の委託方法、機器等の違いにより困難。
		各種システムの共同化	<ul style="list-style-type: none"> ・料金システムと財務会計システムをまとめられれば良いが、仕様の統一が必要であり、かつ、多額の費用も生ずるため困難。
		水質検査業務の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業を含め多機関が携わる分野であり、更なる議論の継続が必要
		漏水調査等の共同実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の実施方法（主体、範囲、頻度）は市町によって様々。 ⇒今後も議論を続け、共同実施の可能性を模索。
	施設の 共同化	施設の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用できそうな施設がない。
		緊急時の資機材の融通（貸借）	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市には一部の管についてストックあり。困窮している他市町への融通は可能。 ※大規模災害時は、日本水道協会が采配する仕組みあり
		加圧給水車の共同配備	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市のみ配備。共同保有は、保管や費用分担等の問題により現実的には困難。
	その他	災害時等の応援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・日本水道協会による応援体制が構築されているため、事業体間での訓練や施設情報の共有化などを行い、より一層の連携強化を図る。
		各種 PR の共同実施	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや広報の共同実施の可能性あり。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・共同の研修会の実施等は可能性あり。 (※人数的に人事交流は困難な市町もあり。)

(3) 南予地域

手法	広域連携案	主な意見
① 統合	事業 統合	<p>複数の水道事業等による事業統合</p> <p>(1)<u>宇和島市と津島水道企業団の事業統合</u> (宇和島市水道事業が企業団を吸収) ・今後、関係市町間で詳細を詰めていくことになる。</p> <p>(2)<u>南予水道企業団と受水団体の事業統合</u> ・現状のままでは、給水事業体及び企業団が共倒れになるため、検討を進める必要がある。 ・協議会など長期的に検討を続けられる体制が必要。 ・検討は賛成だが、料金をどうしていくかが重要。 ・一方、簡易水道と上水道の統合があり、広域連携のイメージができない。 ⇒統合後の姿、統合によるメリットを関係者間で共有することがまずは必要。</p>
	用水供給事業と水道事業の統合	
② その他	維持管理業務の共同委託	平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により第 3 回ワーキンググループが中止となったこともあり、個別具体の議論までは至っていないが、共同発注等の可能性を探りたい旨の意見が複数の団体からあり、今後も継続して検討を行う。
	浄水場運転管理業務の共同委託	
	管理の 一体化	
	各種システムの共同化	
	水質検査業務の合理化	
	漏水調査等の共同実施	
	施設の 共同化	施設の共同設置
加圧給水車の共同配備		
その他	緊急時の資機材の融通（貸借）	東予・中予の検討結果を踏まえ、県下全域での連携について検討
	災害時等の応援体制	
	各種 PR の共同実施	
	その他	

第4 まとめ

1 検討結果

これまでの検討により、以下の3点について、検討会として意思統一を図り、今後、関係事業体において取り組むこととした。

(1) 災害対応

災害対応は、県下全域で情報共有を図り、統一的に進めるべき共通の課題であることから、簡易水道事業のみを営み日本水道協会に加入していなかった事業体に対し加入を促した結果、県内全事業体が同協会に加入することとなった。今後は同協会を中心に応援体制の一層の強化を図るとともに関係機関との連携を深めていく。

また、各事業体における応急給水資材や必要人員の確保、住民等に対する情報発信等についても、他事業体の事例等を参考にしながら充実強化を図るなど、県全体の災害対応能力の向上につながるよう、各種取組みを進める。

(2) 事業統合

南予地域は、用水供給事業を行う2つの企業団から受水している事業体が複数あり、また、南予地域は県内でも人口減少が進んでいることなどから、事業統合を検討する。

まず、宇和島市と津島水道企業団の事業統合に向けて、関係団体において作業を進める。また、南予水道企業団と受水4市町との事業統合や広域連携策について、今後検討する。

(3) 経営健全化に向けた検討の継続

今回の検討を一過性のものとせず、県内水道事業を取り巻く様々な課題に一致団結して立ち向かうため、検討会をベースとした新たな組織のもと、本検討結果を踏まえ、引き続き広域連携等に向けた検討を進める。

2 今後の方向性

上記第4の1(3)のとおり、広域連携等に向けた検討は引き続き進める必要があり、上記第3の2の検討結果も踏まえながら、次のとおり検討を進める。

(1) 東予地域

旧市町の料金統一問題や上水道・簡易水道の統合といった課題のほか、地域全体として更新を間近に控えた施設が少ないこともあり、事業統合や浄水場運転管理業務の共同委託、施設の共同設置などは現時点での実施は困難な状況にあり、将来を見据えた検討を継続する。このため、まずは維持管理業務など、個々の事業体間で連携可能な内容について検討を進める。

(2) 中予地域

上水道・簡易水道の統合といった課題のほか、物理的な位置関係の問題もあり、事業統合や浄水場運転管理業務の共同委託、施設の共同設置などは現時点での実施は困難な状況にあり、将来を見据えた検討を継続する。このため、まずは維持管理業務など、松山市を核とした連携可能な内容について検討を進める。

(3) 南予地域

上記第4の1(2)のとおり、関係事業体において事業統合に向けた検討等を進める。一方で、企業団からの受水団体以外の事業体も含め、個別業務等での連携の可能性について検討を進める。

(4) その他

以上のほか、東予・中予・南予の地域にこだわらず、水道週間等の啓発イベント・広報などの各種PRや研修会の共同実施等も含め、実現可能な広域連携策について検討を進める。その際、個々の事業体間での連携についても、積極的に検討を進める。

おわりに

今回の検討結果は、愛媛県水道事業経営健全化検討会及び地域別ワーキンググループにおけるこれまでの議論や、平成30年7月豪雨災害の経験等を踏まえ、県内水道事業に係る広域連携の検討結果と今後の方向性を整理したものである。

水道の広域連携については、平成31年1月の総務省・厚生労働省通知において広域化推進プランの策定が求められるとともに、改正水道法において都道府県による水道基盤強化計画策定の規定も盛り込まれた。こうした要請にも対応するため、今後の具体の方策については、本検討結果をもとに継続して議論・検討を進めていく必要がある。

広域連携に関する検討・水道広域化推進プラン等の関係について

○水道事業の広域連携に関する検討(平成28年2月29日付け総務省通知に基づくもの)

- 1 概要
水道事業の広域連携に関する検討体制を構築し、検討結果を公表するもの。
- 2 検討主体
都道府県
- 3 検討体制
都道府県及び都道府県内の全ての市町村等をもって検討体制を構築
- 4 検討スケジュール
平成30年度を目途に検討・公表
- 5 検討事項
(1) 各市町村等の現状分析及び将来予測
(2) 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討



上記を踏まえ、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組等を検討

○水道広域化推進プラン(平成31年1月25日付け総務省・厚労省通知に基づくもの)

- 1 概要
広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを実施し、効果を比較した上で、広域化の基本的な考え方やスケジュール等について定めた計画のこと。
- 2 策定主体
都道府県
- 3 策定体制
関係部局が参加する一元的な体制を構築し、市町等と十分協議しながら調整
- 4 策定スケジュール
令和4年度末までに策定・公表
- 5 具体的な記載事項
(1) 市町村等の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
(2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
(3) 今後の広域化に係る推進方針等



水道基盤強化計画に引き継がれる想定

○水道基盤強化計画(改正水道法第5条の規定に基づくもの)

- 1 概要
水道事業の広域化をはじめ、水道の基盤強化を図る上での各種取組の具体的な実施計画のこと。(改正水道法において“定めることができる”旨の規定あり)
- 2 策定主体
都道府県
- 3 策定体制
関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会など
- 4 策定スケジュール
未定(改正水道法の施行(R元.10.1)後に厚労省が基本方針を定め、同方針に基づき策定)
- 5 具体的な記載事項
未定(厚労省が基本方針を定めた後、計画策定の参考になる手引きが示される予定)

これまでの検討状況について

会議等	概 要
<p>第1回検討会 (H28. 8. 25)</p>	<p>○趣旨説明 平成28年2月の総務省通知に基づき、検討会を設置。30年度に検討内容をとりまとめ、各団体での取組につなげる。</p> <p>○各市町現状報告 ・職員構成や概ね10年後の給水人口等といった経営状況等に係るアンケートを実施し、事務局から報告 ・各市町から、課題や取組について報告</p> <p>○先進事例紹介 オブザーバー参加をお願いした有限責任監査法人トーマツから全国の状況等について説明</p>
<p>第1回ワーキンググループ (H29. 2. 8)</p>	<p>○第1回検討会の報告</p> <p>○経営健全化に向けた課題解決方策の検討 ・広域連携方策について事前アンケートを実施し、意見交換を実施 ・東・中・南予で、各団体が直面する課題や意識の方向性に大きな違いがあることがわかり、今後のワーキンググループはブロック別に開催</p>
<p>第2回ワーキンググループ (中予：H29. 7. 28 東予：H29. 8. 1 南予：H29. 8. 3)</p>	<p>○水道事業の現状と課題をとりまとめ 現状だけではなく、将来的な収支不足等を把握するとともに、施設統合等によりどの程度収支が改善するのか示す必要があるのではないかとの意見あり</p> <p>○経営健全化に向けた検討 ・中予・東予は、水質検査業務の合理化や維持管理業務の共同委託など、管理面で可能な経営健全化策について検討 ・南予は、企業団との事業統合などを視野に検討</p> <p>○各団体内での説明のお願い 首長へ「広域連携に向けて事務的に検討」することの説明を依頼また、その資料とするため収支シミュレーションへの協力を依頼</p>
<p>第2回検討会 (H30. 3. 22)</p>	<p>○これまでの取組について 第1回・第2回ワーキンググループにおける議論や、それらを踏まえた検討状況等について説明</p> <p>○水道事業の現状や課題、今後の取組等について ワーキンググループの議論を踏まえて作成した資料について項目毎に説明</p> <p>○今後のスケジュール説明 取りまとめに向けた今後のスケジュール等を説明</p> <p>○事例紹介 オブザーバー参加をお願いした有限責任監査法人トーマツから全国の取組事例や国動向等について説明</p>

会議等	概要
<p>第3回ワーキンググループ (中予：H30.6.14 東予：H30.6.21 南予：開催中止)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○検討経過説明 ○意見照会結果等について 広域連携策の検討に係る意見照会結果の概要・各市町の状況説明 ○広域連携に関する意見交換 上記意見照会結果等を踏まえた意見交換 ○今後の方針について 今後の取りまとめ方針・スケジュール等を説明
<p>第3回検討会 (H31.2.18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの検討状況・国動向等について 第3回ワーキンググループにおける議論や、水道法改正・総務省検討会報告書等の国動向等を説明 ○事例紹介 オブザーバー参加をお願いした有限責任監査法人トーマツから全国の取組事例や国動向等について説明 ○検討会検討結果（素案）について ワーキンググループの議論を踏まえて作成した検討結果（素案）の説明 ○今後のスケジュール説明 取りまとめに向けた今後のスケジュール等を説明
<p>第4回ワーキンググループ (南予：R元.5.28 中予：R元.6.6 東予：R元.6.12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの検討状況・国動向等について これまでの議論や、総務省で開かれた水道広域化推進プランに関する説明会の概要、水道法改正等の国動向等を説明 ○検討会検討結果（素案）について 第3回検討会で示した検討結果（素案）に対する意見照会の結果及びそれを受けて行った検討結果（素案）の修正について説明 ○広域連携等に関する意見交換 広域連携策の検討に向けた各市町の状況や検討結果（素案）について意見交換 ○今後のスケジュールについて 取りまとめ・公表に向けた今後のスケジュール等を説明
<p>第4回検討会 (R元.8.28)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの検討状況等について 第4回ワーキンググループにおける議論等を説明 ○検討会検討結果（最終案）について ワーキンググループにおける意見交換及び検討結果（最終案）に対する意見照会の結果を受けて行った検討結果（最終案）の修正について説明、並びに最終案をもって検討結果とすることについて委員の了承 ○広域化推進プラン策定に向けて オブザーバー参加をお願いした有限責任監査法人トーマツから広域化推進プラン策定について説明 ○次期検討体制及びスケジュール等について 広域化推進プラン策定に向けた次期検討体制及びスケジュール等を説明

愛媛県水道事業経営健全化検討会設置要綱

(設置)

第1条 水道事業（地方公営企業法非適用の簡易水道事業を含む。以下同じ。）における経営基盤の強化や経営効率化の推進を図るため、水道事業の広域連携等について検討する愛媛県水道事業経営健全化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 水道事業に関する各市町等の現状分析及び将来予測に関すること。
- (2) 水道事業の広域連携の検討に関すること。
- (3) その他、水道事業の経営健全化に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、愛媛県総務部総務管理局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、愛媛県総務部総務管理局市町振興課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、検討会の事務を統轄し、検討会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて、委員以外の者をオブザーバーとして出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 会長は、検討会の任務を達成するため必要がある場合は、検討会に、事案ごとにワーキンググループを置くことができる。

(解散)

第7条 検討会は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第8条 検討会の事務を処理するため、愛媛県総務部総務管理局市町振興課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

別表（第3条関係）

愛媛県民環境部環境局環境政策課長
愛媛県東予地方局総務企画部地域政策課長
愛媛県中予地方局総務企画部地域政策課長
愛媛県南予地方局総務企画部地域政策課長
松山市理財部財政課長
松山市公営企業局管理部企画総務課長
今治市企画財政部財政課長
今治市水道部水道総務課長
宇和島市総務部財政課長
宇和島市水道局業務課長
八幡浜市企画財政部財政課長
八幡浜市産業建設部水道課長
新居浜市企画部財政課長
新居浜市上下水道局企業経営課長
西条市財務部財政課長
西条市環境部水道業務課長
大洲市総務企画部財政契約課長
大洲市建設部水道課長
伊予市総務部財政課長
伊予市水道課長
四国中央市総務部財政課長
四国中央市水道局水道総務課長
西予市総務企画部財政課長
西予市建設部上下水道課長
東温市総務部財政課長
東温市産業建設部上下水道課長
上島町総務課長
上島町生活環境課長
久万高原町総務課長
久万高原町環境整備課長
松前町総務部財政課長
松前町産業建設部上下水道課長
砥部町企画財政課長
砥部町上下水道課長
内子町総務課長
内子町建設デザイン課長
伊方町総合政策課長
伊方町上下水道課長
松野町総務課長
松野町建設環境課長
鬼北町総務財政課長
鬼北町水道課長
愛南町企画財政課長
愛南町水道課長
南予水道企業団事務局長
津島水道企業団事務局長